

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団課】 3

◇ 告示

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課】 4
- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】 6
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 8
- 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 9
- 特定地域型保育事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 11

◇ 公告

- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 12
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告【建設局道路部街路課】 13
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙期日【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 14
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 15

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については17万1,650円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については7万3,090円に、それぞれ引き上げることにしました。
 - 2 随時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については8万5,780円に引き上げることにしました。
- この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第24号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和44年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第4の常時介護を要する状態の（1）の項中「16万6,950円」を「17万1,650円」に改め、同表の常時介護を要する状態の（2）の項中「7万2,990円」を「7万3,090円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（1）の項中「8万3,480円」を「8万5,780円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市告示第 89 号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和 44 年北九州市告示第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 7 号を次のように改める。

（7） まち・ひと・しごと創生総合戦略資金

第 12 条第 1 号ア及びイ以外の部分中「引き続き 6 月以上同一事業」を「現に事業」に改め、同号ア中「第 2 条第 5 項第 1 号又は第 5 号」を「第 2 条第 5 項」に改める。

第 15 条第 2 項を削る。

第 16 条の見出しを「（まち・ひと・しごと創生総合戦略資金）」に改め、同条各号列記以外の部分中「新成長戦略みらい資金」を「まち・ひと・しごと創生総合戦略資金」に、「地域産業の活性化」を「産業の活性化と生産性の向上及び質の高い暮らしと快適なまちの実現」に、「地域産業の新たな」を「地方創生の「成功モデル都市」実現の」に改める。

第 18 条第 1 号中「引き続き 6 月以上同一事業」を「現に事業」に改める。

第 20 条第 1 号ア（ア）から（オ）まで以外の部分中「（オ）」を「（カ）」に改め、同号に次のように加える。

（カ） 経営承継円滑化法第 13 条第 6 項に規定する経営承継借換関連保証の対象となる者として保証協会が経営承継借換関連保証事務取扱要領（福岡県信用保証協会制定令和 2 年 10 月 1 日付け）で定める中小企業者

第 20 条第 6 号イ中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、（エ）の次に次のように加える。

（オ） 第 1 号ア（カ）に該当する者については、保証協会が経営承継借換関連保証事務取扱要領で定めるところによる。

付則第 6 項中「「6 月」とあるのは「3 月」と、」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以

後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第 1 1 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 1 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
アイン薬局鉄道記念病院店	北九州市門司区高田二丁目 1 番 2 号	令和 3 年 4 月 1 日
新生堂薬局下曾根店	北九州市小倉南区田原新町三丁目 6 番 3 号	令和 3 年 4 月 1 日

北九州市告示第 1 1 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
有限会社あしびき薬局	旧	北九州市八幡西区大字木屋瀬 3 6 5 番地の 1 1	令和 2 年 8 月 1 日
	新	北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目 4 番 1 3 号	

北九州市告示第 1 1 6 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第 4 1 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
本城西幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区本城一丁目 1 5 番 2 号	学校法人本城学園	令和 3 年 4 月 1 日
濟世第二幼稚園	幼稚園	北九州市八幡西区幸神三丁目 8 番 8 号	学校法人濟世学園	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 守恒保育園	認定こども園	北九州市小倉南区守恒二丁目 6 番 1 号	社会福祉法人 誠心福祉会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 みずほ野保育園	認定こども園	北九州市小倉南区津田一丁目 1 3 番 1 0 号	社会福祉法人 瑞穂会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 春の町保育園	認定こども園	北九州市八幡東区春の町四丁目 3 番 8 号	社会福祉法人 禅心会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 岩崎保育園	認定こども園	北九州市八幡西区岩崎二丁目 7 番 1 号	社会福祉法人 洗心会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 引野保育園	認定こども園	北九州市八幡西区若葉二丁目 1 8 番 1 号	社会福祉法人 天心報恩会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 リアンたかのす保育園	認定こども園	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目 3 番 2 1 号	社会福祉法人 真祐会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 I C H I G O	認定こども園	北九州市八幡西区里中二丁目 1 7 番 4 号	社会福祉法人 薫風会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 れんげの花保育園	認定こども園	北九州市小倉北区昭和町 1 6 番 3 号	社会福祉法人 栄法会	令和 3 年 4 月 1 日
認定こども園 お宮の里幼稚園	認定こども園	北九州市小倉南区沼本町四丁目 1 8 番 5 号	学校法人川江学園	令和 3 年 4 月 1 日

認定こども園 栄美保育園	認定こども園	北九州市八幡西 区大浦二丁目1 4番7号	社会福祉法人 栄美会	令和3年4 月1日
認定こども園 中央しおり保 育園	認定こども園	北九州市八幡東 区中央二丁目1 0番8号	社会福祉法人 杉の実福社会	令和3年4 月1日

北九州市告示第 1 1 7 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 9 条第 1 項の規定により特定地域型保育事業者の確認を行ったので、同法第 5 3 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
家庭的保育事業中野摩耶	家庭的保育事業	北九州市小倉北区清水三丁目 9 番 9 号	中野摩耶	令和 3 年 4 月 1 日

北九州市公告第 2 1 7 号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・44－88号中央町穴生線（青山工区）

北九州市公告第 2 1 8 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和 3 年福岡県告示第 3 9 1 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－88号中央町穴生線（青山工区）	北九州市八幡西区東王子町、西王子町、山寺町、青山二丁目、青山三丁目、萩原二丁目、萩原三丁目及び鷹の巣一丁目地内

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 219 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条により、北九州
広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり公
告する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

選挙期日 令和 3 年 7 月 10 日

北九州市公告第 220 号

土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条第 1 項の規定により、北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧期間及び縦覧時間

令和 3 年 5 月 13 日から同月 26 日までの毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所

北九州市小倉北区古船場町 1 番 35 号

北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室